

施策マネジメントシート

基本施策名	11基本施策11 しょうがいしゃの支援	施策 統括課	しょうがいしゃ支援課	氏名	長田 健
政策名	4【政策4】保健・福祉	主な 関係課	福祉総務課		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等
・しょうがいしゃ

② 施策の目的
しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア しょうがいしゃ数(=手帳所持者数)	人
イ	
ウ	
エ	

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)	単位
1 ア 施設入所から地域移行したしょうがいしゃ数(平成29(2017)年10月からの累計)	人
イ 1年以上の長期入院患者数	人
2 ア 地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人
イ 障害者総合支援法に基づく通所施設数(福祉就労)の支給決定者数	人
ウ 児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人
3 ア しょうがい福祉サービス支給決定者数	人
イ 自立支援協議会の開催回数	回
4 ア 市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人
イ 福祉就労から一般就労へ移行した人数	人
ウ 市主催の企業向け研修に参加した企業数	社

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 地域生活の支援	しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるようにします。	◆各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。 ◆しょうがいのある人もない人も共に地域で生活していく意識を醸成していきます。 ◆社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取組を行います。 ◆しょうがいしゃの高齢化や生活入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。
2 社会参加の促進	外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。	◆しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。 ◆地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがいしゃの外出先を確保するとともに、地域参加活動を支援します。
3 相談体制の充実	当事者やその家族に寄り添った相談支援を今まで以上に充実させ、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。	◆委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。 ◆しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。 ◆相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。 ◆研修への参加等により、相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署及び関係機関等との連携を強化します。
4 就労の促進	しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。	◆個別的就労支援事業を継続します。 ◆しょうがいしゃや企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。 ◆取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標達成度							
対象指標	ア		見込み値									達成・ 未達成	前年度 比較						
			実績値	3,449	3,447	3,560	3,649	3,733											
		イ	見込み値																
			実績値																
	ウ	見込み値																	
		実績値																	
	エ	見込み値																	
		実績値																	
成果指標	展開 方向1	ア	人	成り行き値	7	7	7	8	8			達成	向上						
				目標値	1	1	2	3	4	4.0	4.0			4.0					
			イ	成り行き値	90	90	90	90	90										
				実績値	66	66	57	60	-										
		ア	人	成り行き値	6,093	6,133	6,173	6,213	6,253					未達成	向上				
				目標値	6,290	6,300	6,310	6,320	6,330	6,330	6,330					6,330			
			イ	成り行き値	356	366	376	386	396										
				実績値	463	425	478	512	524										
	ウ	人	成り行き値	204	214	224	234	244			達成	向上							
			目標値	240	250	260	270	280	280	280			280						
		ア	人	成り行き値	848	858	868	878	888							達成	向上		
				目標値	1130	1140	1150	1160	1170	1170			1170					1170	
	イ	回	成り行き値	27	27	27	27	27					未達成	維持					
			目標値	30	30	30	30	30	30	30					30				
		ア	人	成り行き値	8	8	8	8	8									達成	向上
				目標値	6	7	7	8	10	10					10				
	イ	人	成り行き値	2	2	2	2	2			達成	向上							
			目標値	10	10	10	10	11	11	11					11				
		ウ	社	成り行き値	10	10	10	10	10							未達成	維持		
				目標値	12	12	12	12	15	15					15				
	事務事業数		本数																
	施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円														
			都道府県支出金	千円															
			地方債	千円															
			その他	千円															
			一般財源	千円															
		事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		人件費	延べ業務時間	時間															
			人件費計 (B)	千円															
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

障害福祉サービスについては、これまでに大きな制度変更を重ねてきているところである。これは主として、身近な市区町村においてしょうがいしゃの生活基盤づくりを支援していくための体制整備が進められているものである。施策を取り巻く状況の内、対象者に関しては、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行され、難病患者が加えられた。施行当初、対象となる疾病が130であったが、以後見直しが行われ、29年4月には358の疾病が対象となった。法令等については上記のほか、24年10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行、25年4月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行、26年4月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正法が施行された。加えて、28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別解消のための合理的配慮の提供、差別的取り扱いの禁止への取り組みなどが新たに求められるようになった。そのほか、東京都では31年1月より精神障害者保健福祉手帳1級所持者も心身障害者医療費助成制度の対象者に加えられた。当市では「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例化へ取り組み、28年4月施行となっている。ヤングケアラー問題など、家族支援のあり方について改める考え方がでてきている。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

- ・介護人材の不足について、市も対応すべきとの声が当事者から要望されている。
- ・ケアラー支援について、検討するよう議会から要望されている。
- ・難病患者当事者より、災害時の難病患者の支援について検討してほしいと要望されている。
- ・小学校から学童保育所への通所を支援を希望する保護者より、移動支援の充実について、陳情が出されている。
- ・高校を卒業したしょうがいしゃ者が、作業所等の日中活動の後、就労する保護者が帰宅するまでの居場所を求める陳情が出されている。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

- ・多くの自治体で設置の進んでいる基幹相談支援センター・地域生活支援拠点が設置できていない。
- ・しょうがいしゃが自ら選択した方に介護支援を行ってもらえることができる「地域参加型介護サポート事業」は国立市独自の取組みであり、他市にはない。

(4) 施策の具体的な取組状況

6年度の取組状況	7年度の取組予定
・第3次しょうがいしゃ計画、第7期しょうがい福祉計画・第3期しょうがい児福祉計画について、しょうがいしゃ施策推進協議会より答申を受け、議会報告等の手続きを経た後、計画を決定した。 ・手話言語条例施策について、手話言語条例1周年を記念し、全国手話言語市区長会の支援を得て、映画上映などの周知啓発を進めた。 ・ケアラー支援について、関係部局と連携し実態調査の結果確認などを行った。 ・精神しょうがいしゃにも対応した地域包括ケアシステムの連絡会を開催し、包括的な支援体制構築のための協議を進めた。市内学校での講演会など周知啓発事業を推進している。 ・医療的ケア児への支援について令和6年5月に、庁内関係部署から構成される「国立市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置し協議を開始した。また、東京都医療的ケア児支援センターとも必要に応じアドバイス等をいただけるよう連携を行っている。	・手話言語条例について、手話言語を必要とする市民が、手話を使用しやすい環境となるよう、周知啓発等を行う。 ・ケアラー支援については、引き続き実態調査などを、関係部局と連携し行い、適切に支援につなげていく。 ・精神しょうがいしゃにも対応した地域包括ケアシステムの連絡会において関係者と協議を行い、包括的な支援体制の構築を進める。 ・医療的ケア児への支援について、庁内関係部署から構成される協議体において引き続き、支援体制等についての協議を行う。

6 6年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

- ・令和6年4月からの民間事業者による合理的配慮提供義務化がされたことに関し、国立市商工会に協力をいただき、会員の全事業者に対し周知チラシを配布した。
- ・物価高騰対策として、障害福祉サービス事業所に対し、国の交付金を活用し、事業継続支援給付金を支給した。
- ・介護人材の慢性的な不足について、地域の介護未経験者を発掘し、介護者として養成する事業を、社会福祉協議会に補助することにより実施した。
- ・ガイドヘルパー不足に対応するため、移動支援従事者養成研修を受講し、市内の移動支援事業所へ就業した者への当該養成研修費の助成制度を実施した。

○改善余地のある事項・課題等

- ・基幹相談支援センターの設置ができていない。
- ・地域生活支援拠点の面的整備ができていない。
- ・他自治体と比べ、重度しょうがいしゃが多く、障害福祉サービス費における市の財政負担が重たくなっている。

(2) 施策の6年度における総合評価

B	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
----------	---

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 8年度の取組方針

- ・第3次国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画の推進、進行管理を行う。
- ・しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- ・介護人材不足に対応するため、市独自制度である地域参加型介護サポート事業の周知や、移動支援事業の変更に取り組む。
- ・くにたち児童発達支援センターを中心に、子ども家庭部と連携しながら発達しょうがい児支援を充実する。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- ・基幹相談支援センターの設置や地域生活拠点の整備を進める。
- ・精神しょうがいしゃにも対応した地域包括ケアシステムの連絡会での協議をとoshi、包括的な支援体制の構築を進める。
- ・他自治体と比べ、重度しょうがいしゃが多く、障害福祉サービス費における市の財政負担が重たくなっていることについて、一部の自治体に負担が集中しないよう、財政支援などを国や東京都に求めていく。